

# 琉球大学教育学部附属中学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称及び目的

(名称等)

第 1 条 本会は、琉球大学教育学部附属中学校（以下「附属中学校」という。） P T A と称し、事務所を同附属中学校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、附属中学校生徒の保護者と教師が共に協力して、生徒の幸福及び教育の充実とその向上を図ることを目的とする。

(解釈及び指針)

第 3 条 本会則は、基本的人権の尊重その他憲法原理及び社会的一般良識によって、これを解釈しなければならない。本会則に定めのない事項及び本会の諸活動についても同様とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 会員の研修及び親睦に関すること。
- 3 生徒の健康増進を図り、学業奨励に関すること。
- 4 学校と家庭の連絡協力に関すること。
- 5 その他、目的達成に必要な諸事業に関すること。

## 第 2 章 会 員

(組織)

第 5 条 本会は、附属中学校生徒の保護者と教師をもって組織する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 2 会 長 1 名
- 3 副 会 長 3 名（保護者 2 名、副校長）
- 4 評 議 員 2 2 名（各学級委員長及び各専門委員の正副委員長）、教師若干名
- 5 各学年及び専門委員長 8 名
- 6 監 査 員 3 名
- 7 幹 事 2 名（教頭、教務）
- 8 顧 問 若干名

## 第 3 章 役 員

(役員の任期並びに選出)

第 7 条 役員は、任期並びに選出については、次のとおりとする。

- 2 役員は、1 年とし再選を妨げない。
- 3 会長、副会長、監査員は役員選考委員会で選出し、評議会に諮り総会の承認を得るものとする。但し、学級委員を兼ねることはできない。
- 4 役員選考委員会の構成は、役員選考規定による。
- 5 副会長は、保護者 2 名及び副校長とする。ただし、副校長は職責上の役員とする。
- 6 幹事は、教頭と教務があたる。ただし教頭・教務は職責上の役員とする。
- 7 顧問は、会長が評議会の承認を得て、これを委嘱する。
- 8 役員に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 役員は、任期満了の場合でも後任者の就任までは、その職務を執行する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、すべての会務を総括する。
- 3 会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときこれを代行する。
- 5 評議員は会務に関与し、本会の事業を審議する。
- 6 監査員は、10月もしくは11月、及び4月に本会会計の監査をしなければならない。
  - (1) 2回の監査時には、必ず監査員全員、会長及び副会長と合同の上、各帳簿と通帳を精査するものとする。
  - (2) 監査員は、本会の予算執行にあたっての会計処理等について、それらが妥当なものでないと判断したときは、会計処理等の事務適正化に関して会長に勧告しなければならない。
  - (3) 会長は、前項の監査員の勧告については、これを尊重するものとする。
- 7 幹事は、庶務を担当する。
- 8 顧問は、会長の必要に応じてその相談役となる。

## 第4章 事務職員

(書記・会計)

- 第9条 本会の事務を処理するため書記・会計を置く。
- 2 書記・会計は、会長が委嘱し、総会で承認を得るものとする。
  - 3 書記・会計には、附属中学校PTA及び教育後援会に係る事務職員の雇用細則に基づき、手当を支給する。
  - 4 書記・会計は、評議員を兼任することができない。

## 第5章 会議

(会議)

- 第10条 会議を分けて、総会、評議会及び運営委員会とする。
- 2 総会は、本会の最高決議機関であり、年1回学年はじめに開催する。
  - 3 総会及び評議会は、現在在籍数の3分の1以上の出席により成立する。但し、出席できない会員については、委任状を取り集計に入れるものとする。
  - 4 臨時総会は、会長または評議会において必要と認めたときに、開催することができる。
  - 5 緊急を要する場合は、評議会をもつて総会に代えることができる。但し、この場合は次の総会で報告しなければならない。
  - 6 評議会は、必要に応じて開催するものとする。
  - 7 運営委員会は、必要に応じて開催するものとする。
  - 8 会議の議決は、出席会員の過半数の同意によるものとする。

(総会)

- 第11条 総会は、次の事項を議決する。
- 2 予算と決算に関すること。
  - 3 会費の決定に関すること。
  - 4 役員承認に関すること。
  - 5 会務報告と事業報告の承認に関すること。
  - 6 規約の改廃に関すること。
  - 7 その他必要な事項に関すること。

(評議会)

- 第12条 評議会は、会長、副会長、評議員をもつて構成し、次の事項を審議する。尚、監査員は、評議会に出席して意見を述べるができる。
- 2 総会に提出する議案に関すること。
  - 3 緊急を要する議案に関すること。

- 4 学年委員会並びに専門委員会で協議した事項に関する事。
- 5 その他の会務遂行に必要な事項に関する事。

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、会長、副会長、幹事、学年委員長、専門委員長をもつて構成し、次の事項の企画調整を行い執行する。
- 2 総会、評議会に提出する議案に関する事。
  - 3 総会、評議会で議決された事項の執行に関する事。
  - 4 緊急を要する事項に関する事。
  - 5 学年委員会並びに専門委員会で協議した事項の調整に関する事。
  - 6 新旧職員歓迎会等その他の会務遂行に必要な事項に関する事。

## 第6章 学級PTA、学年PTA並びに学級委員会、学年委員会

(学級PTA等)

- 第14条 本会に学級PTA及び学年PTAを置く。学級PTA、学年PTAは必要に応じて開催するものとする。

(学級委員会等)

- 第15条 本会に学級委員会及び学年委員会をおく。
- 2 学級委員会及び学年委員会は、必要に応じて開催するものとする。
  - 3 学級委員会は、保護者7名、教師1名をもつて構成し、保護者7名の中から学級委員の互選により、学級委員長1名及び副委員長1名を選出するものとする。
  - 4 学年委員会は、各学級委員をもつて構成し、学年正・副委員長は各学級委員長の中から互選により選出するものとする。

(審議事項)

- 第16条 学級委員会及び学年委員会は、次の事項を審議する。
- 2 学級PTA及び学年PTAの研修に関する事。
  - 3 学校教育への協力に関する事。
  - 4 生徒の家庭生活に関する事。
  - 5 その他必要な事に関する事。

## 第7章 専門委員会

(構成)

- 第17条 本会は、第3条に規定する事業を円滑に行うため、次の専門委員会を置く。
- (1) 研修委員会
  - (2) 広報委員会
  - (3) 厚生委員会
  - (4) 環境美化委員会
  - (5) 結マール委員会

(委員)

- 第18条 専門委員長は、会長が委嘱する。
- 2 専門副委員長の選出は、委員の互選によるものとする。
  - 3 専門委員長・学級正・副委員長は、専門委員を兼ねることはできない。

(開催)

- 第19条 専門委員会は、必要に応じて当該委員長が召集する。

(会務)

- 第20条 専門委員会の会務は、次のとおりとする。
- 2 研修委員会は、会員の研究・修養に関する事項。
  - 3 広報委員会は、PTAに関する学校内外の広報に関する事項。

- 4 厚生委員会は, 福利厚生及び生徒の健康, 安全に関する事項。
- 5 環境美化委員会は, 環境美化に関する事項。
- 6 結マール委員会は, バザー等やP T Sの連携に関する事項。

## 第8章 会 計

(会費)

第21条 本会の会費は, 年額8, 000円とする。

(経費)

第22条 本会の経費は, 会費及びその他の収入をもってこれをあてる。

- 2 既納の会費は, これを返金しない。

(経費の議決)

第23条 本会の経費は, 総会の議決によるものとする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は, 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 雑 則

(細則)

第25条 本会の規約の施行に必要な細則は, 別に定める。

附則 この規約は, 昭和60年6月15日から施行する。

附則 この規約は, 昭和61年6月7日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 昭和62年5月30日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成4年5月16日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成9年5月17日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成11年5月29日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成14年5月25日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成15年5月9日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成16年5月8日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成21年1月21日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成23年5月10日から施行する。(一部改正)

附則 この規約は, 平成25年5月7日から施行する。(一部改正)